

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：森林法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：ア 林地開発許可の対象となる開発行為の規模の見直し

イ 保安林に係る指定施業要件のうち、植栽方法に係るもの見直し

規制の区分：新設、改正 拡充 緩和 廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：林野庁林政部企画課、森林整備部治山課

評価実施時期：令和4年4～6月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

ア 林地開発許可の対象となる開発行為の規模の見直し

災害の発生防止等を目的として、「太陽光発電設備の設置を目的とする行為」については、これまで森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）の規制の対象ではなかった0.5haを超え1ha以下の規模の開発行為についても都道府県知事の許可の対象とすることとする。

本規制を行わない場合に生じるとされる同目的の小規模林地開発の災害発生率（ベースライン）は、平成25年度から令和元年度までの小規模開発届出件数と複数の県から聞き取りをした被災情報等から試算した面積別災害発生率により1.03%と想定される。

[背景1：太陽光発電設備の設置を目的とした小規模林地開発の増加]

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）が平成24年度に開始され、太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発の案件が急増しており、許可の対象とならない1ha以下の小規模案件の件数は、平成25年度には836件だったのに対し、令和2年度には1,749件まで増加している。今後の買取価格や規制の強化等の影響も受けると考えられるものの、一定量の小規模案件が今後も発生していくものと考えられる。

[背景2：気候変動による降雨形態の変化]

気候変動による降雨形態の変化の影響（「日本の気候変動 2020-大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書-」（文部科学省・気象庁）も踏まえると、上記の小規模案件において今後は更なる濁水流出等（濁水及び土砂流出をいう。以下同じ。）の発生が想定され、これまでの事例からは復旧に数ヶ月から1年以上要する場合もあるなど、地域住民に相当の損失をもたらすことが推測される。

[参考：林地開発許可制度]

法では、森林の有する国土の保全や水源の涵養等の公益的機能の維持を図るため、「政令で定める規模をこえる」土地の形質変更については都道府県知事の許可の対象としており、「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」以外の行為については、その規模を1haとしている。

イ 保安林に係る指定施業要件のうち、植栽方法に係るもの見直し

再造林時のコスト低減や省力化・効率化の取組の一環であるコンテナ苗の普及促進のため、保安林においても、現行制度で認められていない満1年未満の苗木について、満1年以上の苗木と同等の資質を有している苗木については植栽可能とする規制の緩和を行う。

現在、各地域で普及する山行苗木の流通規格は都道府県を単位に整備されており、満1年未満の苗木については、西日本を中心にスギでは20県、ヒノキでは13県でその流通が想定されているが、保安林においては満1年以上の苗木と同等の資質を有している満1年未満の苗木が植栽対象として認められていない状況となっており、この状況は、今般の規制緩和を行わない限り継続することとなる。

[参考：指定施業要件]

保安林制度は、法に基づいて水源の涵養、災害の防備等の公共の目的を達成するために必要な森林を指定し、その森林の保全を図るとともに、当該森林における適切な森林施業を確保するための制度である。

保安林については、その指定目的を達成するために必要最小限度の森林施業上の要件（以下「指定施業要件」という。）が、個別の保安林ごとに定められている。

具体的には、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）で定める基準に基づき、伐採の方法、伐採の限度並びに伐採後の植栽の方法、期間及び樹種が指定されることとなっている。

このうち、伐採後の植栽の方法として、現行では「満1年以上」の苗木のみが植栽の対象として認められ、「満1年以上」の苗木と同等の資質を有している「満1年未満」の苗木については、植栽対象として認められていない。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

ア 林地開発許可の対象となる開発行為の規模の見直し

[課題及び発生原因]

現在、太陽光発電設備の設置を目的とした小規模林地開発の一部で、事業区域内において濁水流出等が発生している。林野庁の調査結果によれば、平成25年度から令和元年度までの7年間における1ha以下の小規模案件で発生した濁水流出等の約7割が太陽光発電設備の設置を目的としたものであり、約1割が残土処分、残りが土砂採取、宅地造成等であった。

この原因としては、太陽光発電設備の設置を目的とする小規模林地開発は、不浸透性のパネルで地表の大部分を被覆することから、雨水が地中に浸透しにくくなる等の濁水流出等を誘発する性質を有していること、また、現行制度では開発規模が1ha以下の場合には都道府県知事の許可の対象とはならず、災害が発生するおそれ等に対する行政の審査が行われないことが挙げられる。

今後も①の傾向が続くとした場合、同目的の小規模開発においては相当程度の確率で濁水流出等が生じることが想定される。

[規制以外の政策手段の内容]

本規制は、太陽光発電設備の設置を目的とする行為について、現在規制の対象としている規模より小規模なものから許可の対象とするものであるが、規制以外の政策手段としては、開発時に適正な防災施設を講じた事業者に対して補助金の加点を行う等の適正開発事業者への優遇措置や業界団体等による認証制度の創設、ガイドライン等による業界団体への防災施設に係る啓蒙等の手段が考えられる。

しかし、規制以外の手段では制度の構築・運用に相当の時間を要することや適正な防災施設の整備を事業者の自主性に委ねることになるため、災害の防止という喫緊の課題に対して、確実な効果の発現を得ることが出来ない。

以上のことから、いずれの代替案も十分な効果が見込まれないため、規制手段の採用が必要である。

[規制の内容]

太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、これまで許可の対象ではなかった0.5haを超え1ha以下の規模のものについて都道府県知事の許可の対象とすることとする。

イ 保安林に係る指定施業要件のうち、植栽方法に係るもの見直し

[課題及びその発生原因]

植栽対象を満1年以上の苗木に限定する現行の規制は、指定施業要件が創設された

昭和 37 年に導入されたものであるが、当時は苗木に関する技術開発や知見が十分でなく、植栽後の的確な更新を確保するために未熟苗木や直挿しを排除する必要があったため定められたものと考えられる。

しかしながら、現在、立木販売収入から再造林費用を賄うことができるよう、省力かつ低コストの造林体系の確立に向けて、コンテナ苗を中心に満 1 年未満の苗木の育成や実証試験が進められ、満 1 年未満の苗木であっても、苗長や根元径等が満 1 年以上の苗木と同等水準まで生育可能となる苗木の開発が進められ、これに併せて苗木の流通規格の見直しも行われ、普及が進められている。

また、令和 3 年 6 月に閣議決定された森林・林業基本計画では、主伐後の再造林の確保に向けて、再造林コストの低減や省力化・効率化の取組の一つとして、コンテナ苗の更なる普及を推進することとしている。

一方、保安林においては、従来より植栽対象が満 1 年以上の苗木に限定されているため、苗齢が 1 年に満たない場合には、その苗木が満 1 年以上の苗木と同等の資質を有していたとしても植栽が認められていない。

[規制以外の政策手段の検討]

令において、保安林を伐採した後の植栽の方法として、「満 1 年以上」の苗木のみが植栽の対象として規定されている以上、満 1 年未満の苗木を保安林において植栽するための手段は規制緩和以外に方法はない。

[規制緩和の内容]

具体的には、同一の樹種の満 1 年以上の苗木と同等の大きさを有するものについては、保安林への植栽を認めることとする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

ア 林地開発許可の対象となる開発行為の規模の見直し

遵守費用については、新たに許可が必要となる規模で開発行為を行おうとする者が当該許可申請に要する費用として現地調査費、防災施設等設計図書作成費、全体計画作成費等が挙げられる。加えて、開発行為に当たっては技術基準に基づいた排水施設、洪水調節池等の防災施設の設置に係る費用が発生する。

本規制により新たに許可が必要となる 0.5ha を超え 1ha 以下の面積の中間値として 0.75ha の林地開発を想定し、この場合の 1 件当たり概算費用を試算すると、現地調査、防災施設等の設計、計画作成等費用として約 4,680 千円、また防災施設の設置費用（都道府県からの聞き取りを基に算出した事業地 1ha 当たりの平均防災施設整備単価から試算）として 1 件当たり約 3,530 千円が見込まれる。

イ 保安林に係る指定施業要件のうち、植栽方法に係るものの見直し

新たに植栽対象として認められる「満 1 年未満の苗木であって、満 1 年以上の苗木と同等の大きさを有するもの」が、「満 1 年以上の苗木と同等の大きさを有する」か否かについては、森林法施行規則で別途定める基準への適合性を持って判断することとなるが、その確認方法としては、都道府県を単位に、各地域で普及する山行苗木の流通規格（根元径、苗長等）との突合を想定している。現状でも苗木生産事業者は、この規格に適合するものであるかの検査を実施した上で出荷、納品を行っていることから、新たな遵守費用の発生はほぼ想定されない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

ア 林地開発許可の対象となる開発行為の規模の見直し

行政費用については、許可事務を担う都道府県において、新たに許可申請が必要となる事案に対する審査費用が発生する。

都道府県担当者からの聞き取りを基に試算すると、申請案件 1 件当たりの平均的な審査所要日数は延べ 9 人工だったため、令和 3 年公務員（行政一）平均給与月額（407 千円）と 1 カ月当たり平均出勤日（21 日）より、170 千円が審査費用として見込まれる。

また、本規制に関する周知広報については、47 都道府県及び 7 森林管理局を対象に、ポスター・パンフレット各 10 部程度の作成を年 2 回行うことを想定し、類似案件の単価を参考に試算すると、1 年間の広報費用として約 900 千円（450 千円/回×2 回）が見込まれる。

イ 保安林に係る指定施業要件のうち、植栽方法に係るものの見直し

今回の規制緩和に伴い、都道府県知事は指定施業要件の変更を行わなければならない、変更に係る事務が新たに発生することが想定される。この場合、変更事務 1 件当たりの

平均的な処理日数が延べ3人工であること、令和3年公務員（行政一）平均給与月額（407千円）と1ヵ月当たり平均出勤日（21日）より、約58千円／件が新たな行政費用として見込まれる。

ただし、今回の規制緩和は、保安林内で植栽できる苗木の選択肢を追加するものであり、実際に満1年未満の苗木を選択するかどうかは、伐採跡地の立地環境要因や、保安林の所有者の意向などにより左右されるものであり、新たに発生する行政費用の総額を定量的に把握することまでは困難である。

なお、現行でも、保安林内で伐採、植栽が行われる場合には、今回の規制緩和にかかわらず、都道府県知事は、定められた植栽期間の満了後に、指定施業要件に従って植栽が行われたかどうか調査することとされていることから、現地確認に関しては、新たな行政費用の発生はほぼ想定されない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

ア 林地開発許可の対象となる開発行為の規模の見直し

直接的な効果については、当該規制によって、0.5haを超え1ha以下の規模での太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為についても、技術基準に即した防災施設の設置等の措置が必要となることから、開発箇所において災害防止、水害防止、水源涵養、環境保全という森林が現に有する機能が確実に維持されることとなる。

イ 保安林に係る指定施業要件のうち、植栽方法に係るもの見直し

直接的な効果については、保安林へ植栽可能な苗木の選択肢が増えることから、現時点の満1年未満の苗木の植栽対象となりうる保安林面積を試算すると、満1年未満の苗木の流通が想定される県の令和2年度における保安林への植栽面積の実績と、スギ・ヒノキの造林状況から、規制緩和の結果として、満1年未満の苗木が植栽可能な面積は約9,400haと試算される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

ア 林地開発許可の対象となる開発行為の規模の見直し

開発規模 0.75ha、東京都における年平均降水量（1,598mm/年）、100年確率時間雨量（97.4mm/h）、給水原価等を基に、売電目的の太陽光パネルの法定耐用年数である17年を分析対象期間とし、開発によって発生しうる流出土砂の除去コストや濁水の浄化コスト等を1件当たりの便益として試算すると、防災施設等整備によって土砂災害が防止されることによる便益が約9,490千円、水害防止・水源涵養による便益が約3,140千円として見込まれる。

イ 保安林に係る指定施業要件のうち、植栽方法に係るもの見直し

今回の規制緩和の内容は保安林内で植栽できる苗木の選択枝を追加するものであるが、満1年未満の苗木が選択されるかどうかは、伐採跡地の立地環境要因や、森林所有者の意向、苗木生産者の経営戦略や技術力など、様々な要因に左右されるものであることから、その効果を定量的に把握することは困難であるものの、近年取組が進められているコンテナ苗を活用した伐採と造林の一貫作業では、従来と比較して、約3割の造林コストの低減に繋がるということが報告されている。

したがって、⑤で示した9,400haの中で満1年未満の苗木が植栽される場合には、伐採と造林の一貫作業を通じて造林コストの低減に繋がるものと考えられる。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

ア 林地開発許可の対象となる開発行為の規模の見直し

規制拡充の内容のため、記載事項なし

イ 保安林に係る指定施業要件のうち、植栽方法に係るもの見直し

②や③に記載のとおり、今回の規制緩和は、現行の満1年以上の苗木という規制を撤廃するものではなく、新たな選択枝として、一定の要件（満1年以上の苗木と同等の大きさを有すること）を満たす場合には、満1年未満の苗木も植栽対象とすることを内容としており、引き続き、苗齢の確認は必要であることから、遵守費用はこれまでと変わらないと想定される。

なお、一定の要件への適合性の確認に要する費用がかかり増しとなるのではないかと懸念が想定されるが、これについては、③に記載のとおり、現状の苗木の検査体制の

中で確認をすることにより、新たな遵守費用の発生はほぼ想定されないものと考えている。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

ア 林地開発許可の対象となる開発行為の規模の見直し

副次的な影響として、規制拡充により開発を取り止める事業者が現れ、再生可能エネルギー事業が停滞する一方、林地開発許可を通じて周辺部への災害の防止等が図られることになり、地域全体の環境の保全や生態系の保全につながるものとする。

イ 保安林に係る指定施業要件のうち、植栽方法に係るもの見直し

副次的な影響として、コンテナ苗等の「満1年未満の苗木であって、満1年以上の苗木と同等の資質を有する苗木」の需要が増大することとなるため、苗木生産事業者の供給体制が向上し、⑥のとおり、造林の省力化に資するコンテナ苗の価格引き下げ及び造林コストの低減が期待され、ひいては森林・林業基本計画に掲げた再造林の促進に寄与するものとする。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

ア 林地開発許可の対象となる開発行為の規模の見直し

当該規制の導入に係る費用は、1件当たり遵守費用として8,210千円（上記③参照）、行政費用として170千円（上記④参照）が見込まれる。また、制度周知のための広報費として1年当たり900千円が見込まれる。

一方、便益については1件当たり約12,630千円（上記⑥参照）が見込まれる。

なお、副次的な影響及び波及的な影響として、これまで許可の対象ではなかった0.5haを超え1ha以下の「太陽光発電設備の設置を目的とする行為」が許可基準に基づく都道府県知事の許可対象になることで、開発計画の取り止めによる再生可能エネルギー事業が停滞する一方、林地開発許可を通じて周辺部への災害の防止等が図られることから、地域全体の環境の保全や生態系の保全につながるものとする。

これら費用と便益を比較すると、便益が費用を上回ると想定され、副次的な影響及び波及的な影響を踏まえても、当該規制を導入することが妥当である。

イ 保安林に係る指定施業要件のうち、植栽方法に係るもの見直し

今回の規制緩和に伴い、保安林の所有者が満1年未満の苗木を植栽する場合には、指定施業要件を変更するための行政費用が新たに発生することが想定される一方、満1年未満の苗木の植栽が進展することにより⑥のとおり造林コストの低減が期待できる。これらはいずれも定量的な把握こそ困難であるものの、本取組を通じて、森林・林業基本計画に掲げる再造林の促進にも寄与するなどの波及的な効果も考えられることから、当該規制緩和を行うことが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

ア 林地開発許可の対象となる開発行為の規模の見直し

代替案として、太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発の許可対象となる面積基準について、規制案に対して緩和した0.6haとする(a)案と強化した0.4haとする(b)案が考えられる。

遵守費用について、1件当たりの費用は(a)案、(b)案ともに規制案とほぼ同等の額が生じると考えられる。

行政費用について、1件当たりの費用は(a)案、(b)案ともに規制案と同等の額が生じ

ると考えられる。ただし、許可申請の件数は規制案と比較して、(a)案では少なく、(b)案では多くなることが想定される。審査費用は申請件数に比例することから、規制案に対して(a)案は安く、(b)案は高くなると考えられる。

便益について、1件当たりの金額は(a)案、(b)案ともに規制案とほぼ同等の額が生じると考えられる。

また、面積規模と各面積規模における濁水等発生件数の関係を解析して得た指数関数的関係式を基に濁水等発生割合を試算した結果、「その他の目的の林地開発」について、現行の面積基準である1haにおける濁水等発生割合は0.43%と試算されたことから、この値を現在の林地開発許可制度において許容可能な発生割合と位置づけることとした。

「太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発」について同様に試算した結果、各面積規模における濁水等発生割合は、(a)案0.6haでは0.48%、規制案0.5haでは0.32%、(b)案0.4haでは0.21%となった。(a)案0.6haでは濁水等発生割合の許容値0.43%を超過しているため適切ではなく、(b)案0.4haでは許容値を満たしているものの、規制案と比較して、開発行為者や都道府県へ過剰な負担を強いることとなると考えられる。

このことから、現行の基準において許容されうる濁水等発生割合を満たす最大限の規模である0.5haを面積基準とする規制案を採用することとする。

イ 保安林に係る指定施業要件のうち、植栽方法に係るものの見直し

本規制緩和案は、主に苗木の地上部（根元径と苗長）の大きさに着目することを想定しており、代替案として以下の(a)～(c)の三つの案が考えられる。

(a) 地上部に加え、地下部、具体的には根量を対象とする案

(b) 地上部のうち、根元径のみを対象とする案

(c) 地上部のうち、苗長のみを対象とする案

以下で、規制緩和案（根元径と苗長を対象とする案）と三つの代替案との間でその費用や効果に関する比較を行う。

(a)案については、現状では根量の測定までを行っているケースは殆どないことから、規制緩和案と比較して、新たな遵守費用を要する。また、(b)案については、現状の検査の中で実施する項目であることから、出荷時には新たな遵守費用は発生しないが、植栽する苗木の背丈が低い場合には、周囲の雑草木による被圧のリスクが高まり更新の確保に支障が生じる恐れがある。この場合には、再植林のための費用が新たな遵守費用として発生する。さらに、(c)案については、(b)案同様、出荷時に新たな遵守費用は発生しないが、苗長に比べ、根元径が極端に細い徒長となり、健全な生育が望めないおそれがある。この場合には、(b)案同様、再植林のための費用が新たな遵守費用として発生する。

(a)～(c)案のいずれの場合も、指定施業要件の変更を行うための事務が新たに発生することから、規制緩和案と同様に新たな行政費用を要する。

(a)～(c)案はいずれも、満1年未満の苗木の植栽が可能となる案であることから、規制緩和案と同様、伐採と造林の一貫作業を通じて造林コストの低減に繋がるものと考えられる。

(a)～(c)案はいずれも、規制緩和案と同様、森林・林業基本計画に掲げた再造林の促進に寄与するものと考えられる。

以上により、規制緩和案と三つの代替案を比較した場合、代替案については、いずれも新たな遵守費用を要するものであることから、規制緩和案を採用することとする。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

ア 林地開発許可の対象となる開発行為の規模の見直し

太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会を下記のとおり開催し、本改正内容を含む林地開発許可基準のあり方について検討が行われた。

- ・第1回（令和4年1月27日）：現状と課題
- ・第2回（令和4年3月28日）：有識者ヒアリング、論点整理等
- ・第3回（令和4年5月17日）：有識者ヒアリング、中間とりまとめ（素案）等
- ・第4回（令和4年6月17日）：中間とりまとめ（案）

<評価に用いたデータや文献等の出典>

- ・「林地開発許可制度の概要（令和4年1月）」
- ・「太陽光発電に係る林地開発をめぐる現状と課題（太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会（第1回）資料）」
- ・「令和2年度流域山地災害対策調査（小規模林地開発行為に係る実態把握）委託事業報告書（令和3年3月）を一部加工」
- ・「前回の御意見等について（太陽光発電に係る林地開発許可基準に関する検討会（第2回）資料）」
- ・「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務積算要領」
- ・「林野公共事業における事業評価マニュアル（令和3年7月）」
- ・「林野庁業務資料」

イ 保安林に係る指定施業要件のうち、植栽方法に係るもの見直し

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、本事前評価の活用を行っていない。

8 事後評価の実施期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本政令案の施行後 5 年を目途に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

ア 林地開発許可の対象となる開発行為の規模の見直し

- ・ 太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発許可処分における防災施設の設置費及び行政庁における林地開発許可処分の審査に係る日数
- ・ 太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発許可処分の件数及び発生した被害件数

イ 保安林に係る指定施業要件のうち、植栽方法に係るもの見直し

- ・ 保安林における満 1 年未満の苗木の植栽面積